

直方市空き家バンク活用促進補助金 申請のご案内

留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合、審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定受けたのち、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7番1号

電話 0949-25-2050

目的

空き家の流通促進とストック数の減少を図ることを目的とし、相続登記、家財処分、改修費用等の一部として補助する。

対象者

売買契約又は賃貸契約が成約した、空き家バンクに登録された土地、建物の登記事項証明書に所有者として記載されている者（未登記の場合は、課税台帳上の所有者）。

対象者条件

以下①～④のすべての項目に該当する方とします。

- ① 補助対象住宅又は宅地の所有者であって、売買契約又は賃貸契約の相手方が3親等以内の親族でないこと
- ② 申請時、本市において申請者が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していないこと
- ③ 申請者が直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ④ この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと

対象住宅

令和7年4月1日以降に、売買契約又は賃貸契約が成約した物件

対象事業

空き家バンク登録物件の売買契約又は賃貸契約の成約支援事業

補助金の交付額

一律5万円を補助

補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います。

受付期間

事業実施年度の開始日から同年度の2月末日（閉庁日を除く）

申請期間

成約日から1年を超えない日までの間

注意事項

- ・ 本制度による補助金の交付は、同一申請者に対して1回限りとする。

提出書類

- ① 直方市空き家バンク活用促進補助金交付申請書(様式第 7-1号)
- ② 同意兼誓約書(様式第 7-2号)
- ③ 対象住宅又は宅地に係る売買・賃貸契約書の写し(内訳のわかるもの)
- ④ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑤ 債権者登録依頼書
- ⑥ 請求書(様式第 7-4号)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ

